

役員報酬並びに費用に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人雨水貯留浸透技術協会定款第27条の規定に基づき、役員に対する報酬並びに費用に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 常勤の役員に対する報酬は、別表常勤役員俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

(支給)

第3条 支給日及び支払い方法等は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

(費用)

第4条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤の役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給し、その計算方法、支給日、支払い方法等は給与規程に準ずる。

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金は、常勤の役員が退職したときはその者に、死亡により退任したときはその遺族に支給する。

2 退職慰労金の額は、在籍期間1年度ごとに、各年度に支給された役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、会長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

附則

この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

(別表) 常勤役員俸給表(単位:円)

	月 額		月 額
第1号	400,000	第6号	650,000
第2号	450,000	第7号	700,000
第3号	500,000	第8号	750,000
第4号	550,000	第9号	800,000
第5号	600,000	第10号	850,000